

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月24日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第20号

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則（平成12年香川県規則第117号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td>1～19 略</td><td></td></tr><tr><td>20 特例条例別表第2の20の項の規則で定める書類</td><td>略</td></tr><tr><td>20の2 特例条例別表第2の20の2の項の規則で定める書類</td><td><p>生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この項において「法」という。）及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。以下この項において「省令」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの（(1)から(3)までについては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例による場合を含む。）</p><p>(1) 法第49条（法第55条において準用する場合を含む。）及び法第54条の2第1項の規定による指定の申請に係る書類</p><p>(2) 法第50条の2（法第54条の2第4項及び第55条において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る書類</p><p>(3) 法第51条第1項（法第54条の2第4項</p></td></tr></table>	1～19 略		20 特例条例別表第2の20の項の規則で定める書類	略	20の2 特例条例別表第2の20の2の項の規則で定める書類	<p>生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この項において「法」という。）及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。以下この項において「省令」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの（(1)から(3)までについては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例による場合を含む。）</p> <p>(1) 法第49条（法第55条において準用する場合を含む。）及び法第54条の2第1項の規定による指定の申請に係る書類</p> <p>(2) 法第50条の2（法第54条の2第4項及び第55条において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る書類</p> <p>(3) 法第51条第1項（法第54条の2第4項</p>	<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td>1～19 略</td><td></td></tr><tr><td>20 特例条例別表第2の20の項の規則で定める書類</td><td>栄養士法（昭和22年法律第245号。以下この項において「法」という。）及び栄養士法施行令（昭和28年政令第231号。以下この項において「政令」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの</td></tr><tr><td></td><td>(1)～(6) 略</td></tr></table>	1～19 略		20 特例条例別表第2の20の項の規則で定める書類	栄養士法（昭和22年法律第245号。以下この項において「法」という。）及び栄養士法施行令（昭和28年政令第231号。以下この項において「政令」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの		(1)～(6) 略
1～19 略													
20 特例条例別表第2の20の項の規則で定める書類	略												
20の2 特例条例別表第2の20の2の項の規則で定める書類	<p>生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この項において「法」という。）及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。以下この項において「省令」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの（(1)から(3)までについては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例による場合を含む。）</p> <p>(1) 法第49条（法第55条において準用する場合を含む。）及び法第54条の2第1項の規定による指定の申請に係る書類</p> <p>(2) 法第50条の2（法第54条の2第4項及び第55条において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る書類</p> <p>(3) 法第51条第1項（法第54条の2第4項</p>												
1～19 略													
20 特例条例別表第2の20の項の規則で定める書類	栄養士法（昭和22年法律第245号。以下この項において「法」という。）及び栄養士法施行令（昭和28年政令第231号。以下この項において「政令」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの												
	(1)～(6) 略												

	<p><u>及び第55条において準用する場合を含む。)</u> <u>の規定による指定の辞退に係る書類</u> (4) 省令第14条第3項に規定する届書</p>		
21 特例条例別表第 2の21の項の規則 で定める書類	略	21 特例条例別表第 2の21の項の規則 で定める書類	調理師法（昭和33年法律第147号。以下この項において「法」という。）、調理師法施行令（昭和33年政令第303号。以下この項において「政令」という。）及び調理師法施行細則（昭和34年香川県規則第33号。以下この項において「規則」という。）に基づく書類のうち、次に掲げるもの (1)～(5) 略
22～36 略			22～36 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。